



平成 28 年 11 月

羽 幌 町

羽幌町公共施設マネジメント計画 目次

序章 はじめに	1
第1節 策定の経緯	2
第2節 目的	3
第3節 計画期間	3
第4節 対象施設	4
第5節 計画の位置付けと役割	5
第1章 公共施設等の将来の見通し	7
第1節 人口や財政の将来見通し	8
第1項 人口	8
第2項 財政	9
第2節 将来費用と充当可能な財源の見込み	11
第1項 公共施設	11
第2項 インフラ	13
第3項 将来費用の総計と充当可能財源の見込み	14
第2章 基本方針	17
第1節 課題認識と公共施設マネジメントの方向性	18
第2節 基本理念と3大方針	19
第3節 取組体制	24
第4節 数値目標の設定	25
第1項 供給面の目標設定	25
第2項 財政面の目標設定	26
第3項 品質面の目標設定	27
第5節 フォローアップの実施方針	28
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	29
第1節 統合や廃止の推進方針	30
第2節 点検・診断等の実施方針	31
第3節 維持管理・修繕・更新等の実施方針	32
第4節 危険除去の推進方針	33
第5節 耐震化の実施方針	34
第6節 長寿命化の実施方針	35
第7節 適正管理を実現するための体制の構築方針	36

資料		37
1 公共施設マネジメント計画の策定経過		38

別添

- 1 アクションプラン
- 2 統廃合方針

序章 はじめに

第1節 策定の経緯

羽幌町では、昭和30年代から昭和40年代の急激な人口増加や住民ニーズの拡大を背景に、数多くの公共施設の整備を進めてきましたが、現在その多くの公共施設等¹は建設後30年以上を経過し、老朽化対策が大きな課題となっています。

一方、急激な人口減少による税収減や地方交付税等の減により、今後ますます厳しい財政状況が続いていく中で、町の人口減少や少子高齢化等により、公共施設等の利用ニーズも大きく変化していくことが予想されています。

これらを踏まえ、本町では公共施設等の状況と課題を把握し、住民の皆様には現状の問題点や課題を情報提供するため、平成27年3月に「羽幌町公共施設白書（以下、白書という。）」を作成し、公表して来しました。

今後、白書において整理した現状と課題を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、町民の安全・安心で豊かな暮らしを確保するとともに、私たちの子どもや孫などの将来世代に負担を背負わせないように、公共施設等への投資の「選択と集中」が必要になっています。

本計画は、公共施設マネジメント²の取組を進めることにより、公共施設等の余分を省き、身の丈に合った適正な質と量を維持することで、安全・安心な施設サービスを持続的に提供するとともに、施設機能の充実による利便性の向上を図ることを目的とし、公共施設等の維持管理に関する基本的な方針を示した「羽幌町公共施設マネジメント計画」を策定するものです。

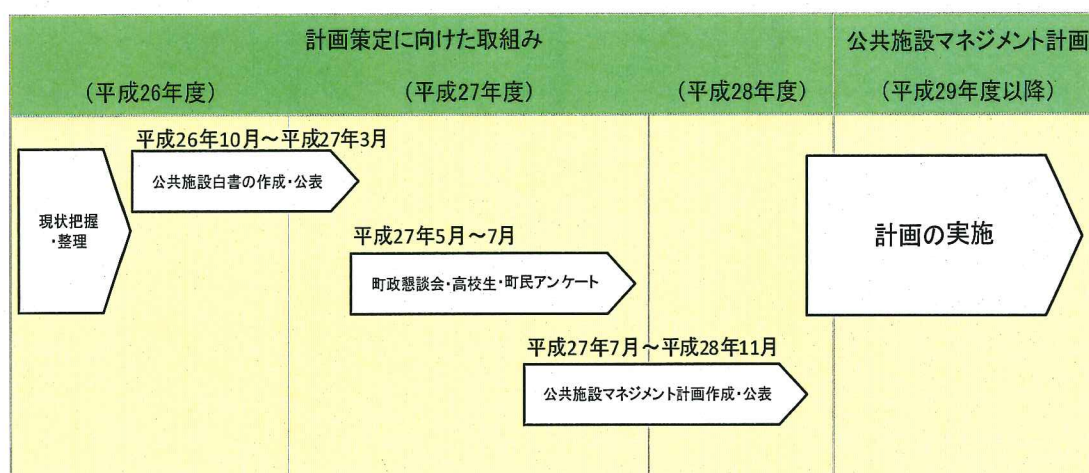


図 計画策定に向けた取組み

¹ いわゆるハコモノと言われる公共施設（建築物）とインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）を含めた総称を表します。

² 公共施設マネジメントとは、公共施設等の余分を省き、施設を効率的に維持管理することで、安全性・機能性といった施設の充実に繋げるための取組みを表します。

第2節 目的

本計画は、白書で整理した羽幌町の現状と課題を踏まえ、限られた財源の中で効率的かつ効果的に公共施設等を維持管理していくための計画です。

長期的な視点に基づき、公共施設マネジメントを推進していく上での基本的な方向性を示すことにより、安全・安心で住民ニーズに即した施設サービスを維持していくとともに、活力あるコンパクトなまちづくりを目指していきます。

第3節 計画期間

公共施設等のあるべき姿は、長期的な視点に基づき計画することが望ましいことから、本計画の計画期間は平成29年度（2017年度）～平成58年度（2046年度）の30年間とします。

上位計画並びに主な分野別計画の計画期間を下図に示します。

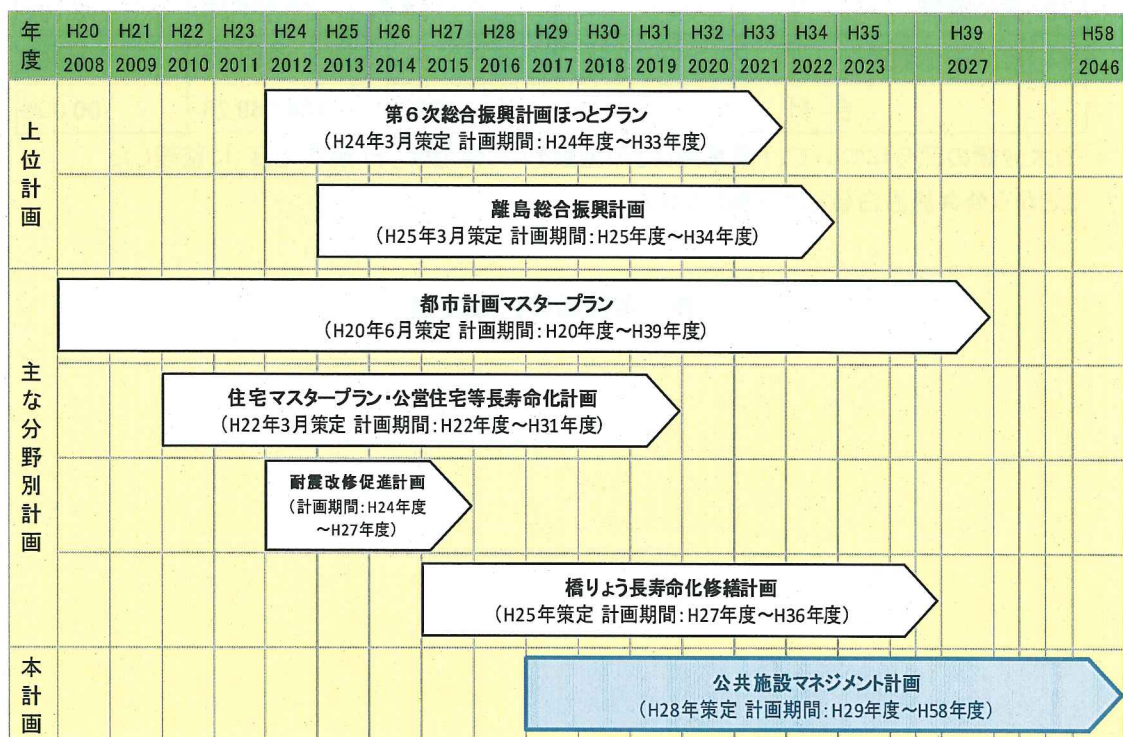


図 上位計画、主な分野別計画の計画期間

第4節 対象施設

以下に示す公共施設等を本計画の対象施設とします。

No	大分類	中分類	建物棟数	延床面積(㎡)	割合
1	コミュニティ施設		21	2,352.37	1.52%
2	社会教育施設		8	5,890.10	3.81%
3	体育施設		7	5,454.12	3.53%
4	公園施設		7	419.99	0.27%
5	学校施設		12	13,894.80	8.99%
6	福祉施設		13	8,200.94	5.31%
7	産業施設		31	16,952.86	10.97%
8	行政施設		22	10,915.02	7.06%
9	住宅	公営住宅	142	31,352.40	20.28%
		教職員住宅	28	1,957.40	1.27%
		職員住宅	5	1,099.02	0.71%
10	上下水道施設		6	2,931.17	1.90%
11	天売地区		62	8,565.78	5.54%
12	焼尻地区		59	10,345.21	6.69%
13	追加施設		56	20,386.55	13.19%
14	解体予定施設		51	13,851.53	8.96%
合 計			530	154,569.26	100.00%

※大分類の区分について、「離島地区」の施設を「天売地区」と「焼尻地区」に整理したことから公共施設白書とは一致しません。

表 本計画の対象施設

第5節 計画の位置付けと役割

本計画は、総務省の要請に基づく「公共施設等総合管理計画」に位置付けられるとともに、国で定める「インフラ長寿命化基本計画」等に対応した計画として位置付けられます。

また本計画は、町の最上位計画である第6次羽幌町総合振興計画（ほっとプラン）を推進していく上で必要不可欠である持続可能な行財政運営を実現するための重要な柱の一つに位置付けられるため、第6次羽幌町総合振興計画等の上位計画や各分野の個別計画との整合を図りつつ、すべての公共施設を一元的にマネジメントしていくための基本方針としての役割を果たします。

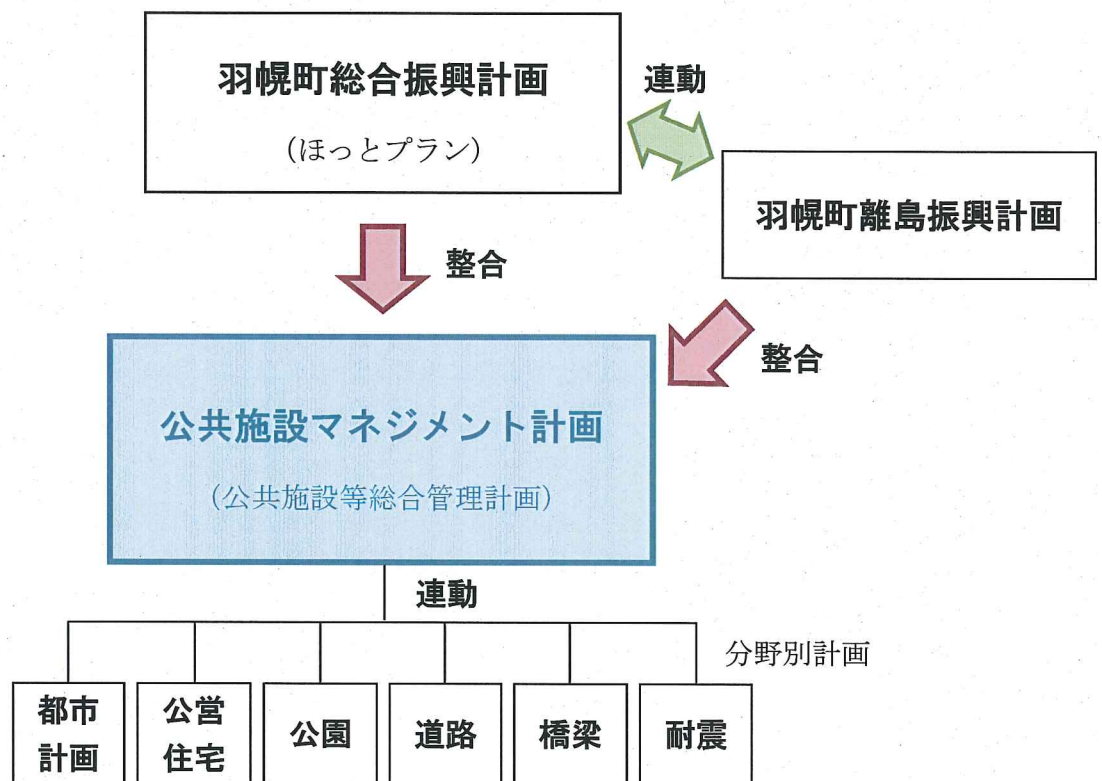


図 本計画の位置付け

第 1 章 公共施設等の将来の見通し

第1節 人口や財政の将来見通し

第1項 人口

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）によると、羽幌町の平成52年（2040年）の推計人口は4,210人（対平成22年（2010年）比▲47%）であり、今後も急速に人口減少していくことが予想されています。

また、人口減少に伴い、羽幌町の人口構成も急激に変化することが予想されます。平成22年（2010年）から平成52年（2040年）の30年間で0歳～14歳人口（年少人口）の割合は10%から7%に徐々に減少し、15歳～64歳人口（生産年齢人口）の割合も54%から41%に減少する中で、65歳以上人口（高齢者人口）の割合は36%から52%に増加することが予想されます。

これらの人口構成の変化により、15歳～64歳人口（生産年齢人口）の減少による税収減と、65歳以上人口（高齢者人口）の割合増に伴う社会保障費等の負担増が見込まれます。

また、人口構成の変化に伴い、公共施設や公共サービスに対する住民ニーズも変化していくことが想定されます。

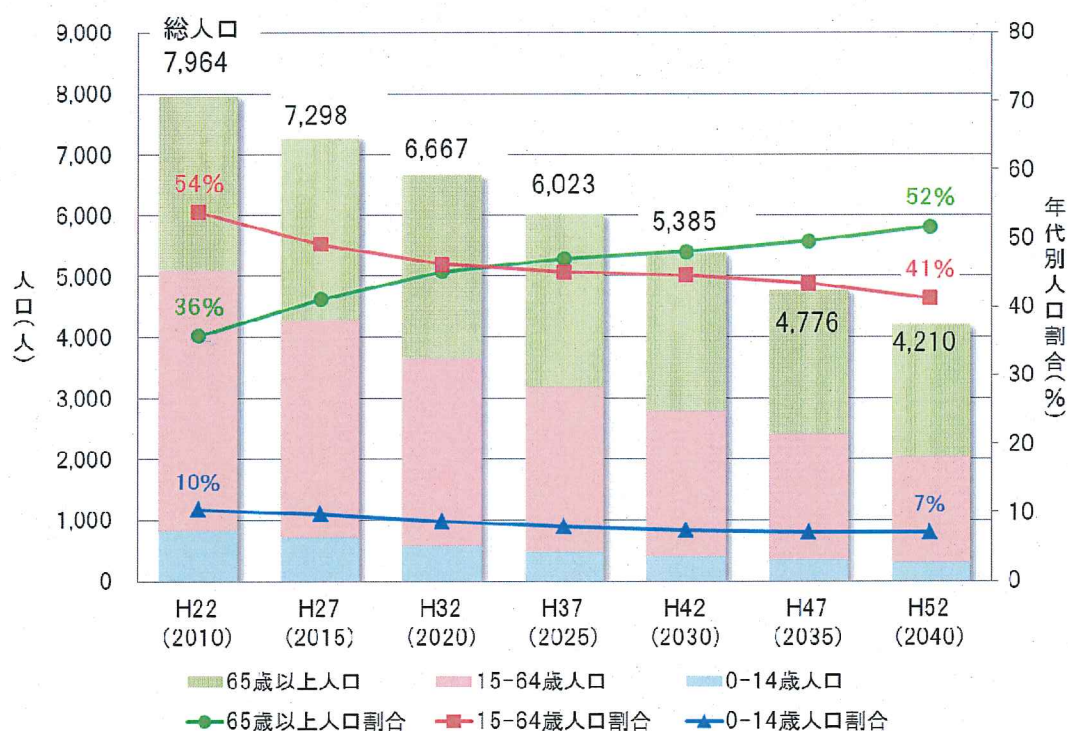


図1-1 年代別人口と人口割合の見通し

出典：「日本の地域別将来推計人口」 平成25年3月推計 （国立社会保障・人口問題研究所）

第2項 財政

(1) 歳入

羽幌町における歳入の状況は、近年、総額 60 億円程度で推移しています。(平成 25 年度 (2013 年度) 決算)

また、平成 25 年度 (2013 年度) の歳入内訳を自主財源と依存財源に分類すると自主財源は 19%であり、その他 81%が国や道から交付される依存財源です。

今後、総人口や 15 歳～64 歳人口 (生産年齢人口) が減少していくことに伴い、町税などの税収や交付税も減少することが想定されるため、将来の税収増は見込めない状況です。

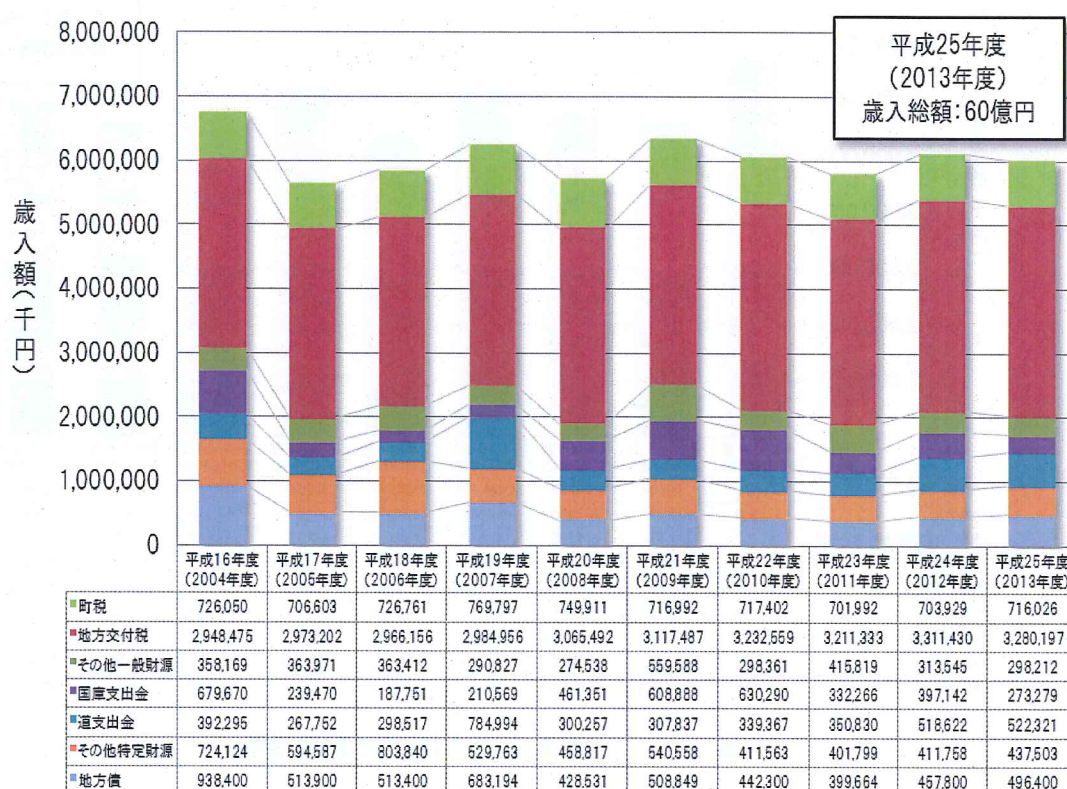


図1-2 過去10年間の歳入の推移

(2) 歳出

羽幌町における歳出の状況は、近年、総額 58 億円程度で推移しており、総額についてはほぼ横ばいの状況ですが、その内訳については変化が見られます。

平成 16 年度（2004 年度）と平成 25 年度（2013 年度）の歳出内訳の構成割合を比較すると人件費は約 4 分の 3、公債費は約 10 分の 7、投資的経費³は約 2 分の 1 以下となっています。

一方、その他の費用は増加傾向にあり、平成 25 年度の扶助費は平成 16 年度（2004 年度）の約 1.6 倍です。また、維持管理費も平成 16 年度（2004 年度）の約 1.4 倍と増加傾向にあります。

今後も高齢化の進展により医療費・介護費や生活保護費などの扶助費は更に増加していくことが想定されるため、公共施設等の老朽化対策に現状以上の投資的経費を充当することは極めて困難な状況です。

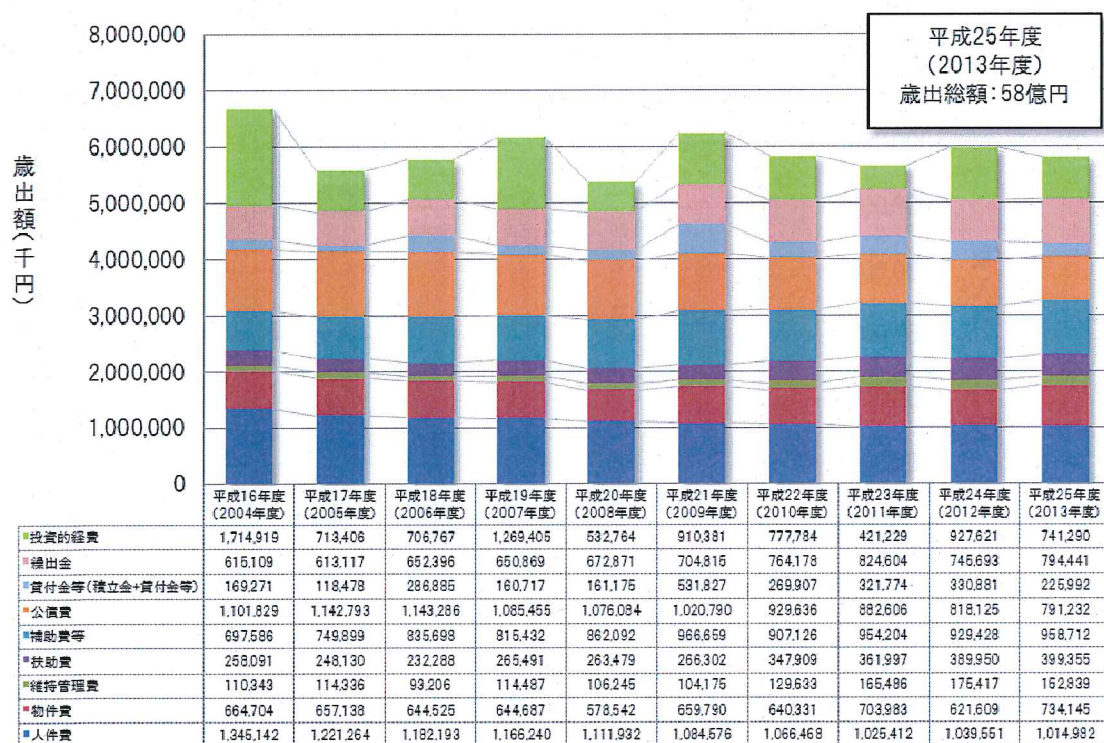


図 1-3 過去 10 年間の歳出額の推移

³ その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことを指します。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費を言います。

第2節 将来費用と充当可能な財源の見込み

第1項 公共施設

公共施設の建替・改修・除却に要する費用は、平成29年度（2017年度）から平成58年度（2046年度）の30年間で約332億円と試算されます。

総額を30年で割り戻すと、1年あたりに要する費用は約11.1億円となり、これは過去5年間で公共施設に支出してきた投資的経費平均（平成21年度（2009年度）～平成25年度（2013年度）で約1.6億円/年）の約6.9倍もの費用です。

<将来費用の試算方法>

- ・建替・改修費用は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（財団法人自治総合センター）の算出方法により算出しています。
- ・除却費用は、『平成27年度新営予算単価』（国土交通省大臣官房官庁営繕部）等を参考に算出しています。
- ・建替（除却）時期は、施設用途と構造に応じて40年目と60年目の2パターンとします。
- ・改修時期は、施設用途と構造に応じて20年目と30年目の2パターンとします。
- ・羽幌町（離島含む）の地域特性や消費税率を考慮して単価等を修正しています。

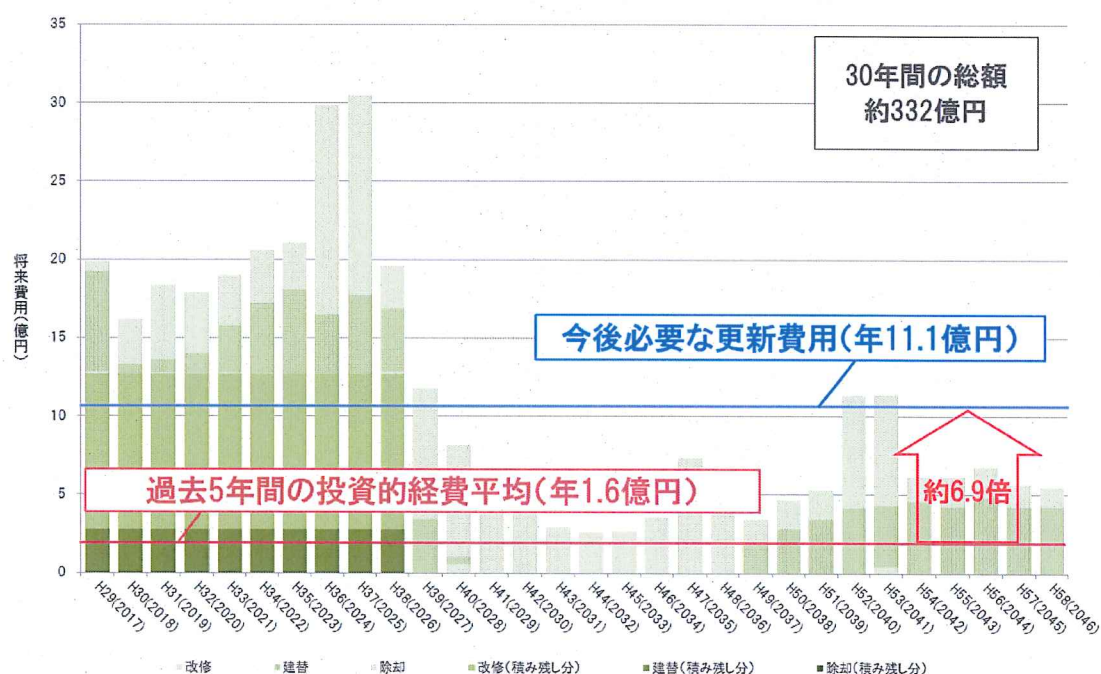


図1-4 公共施設の将来費用推計（事業費ベース）
（平成29年度（2017年度）～平成58年度（2046年度））

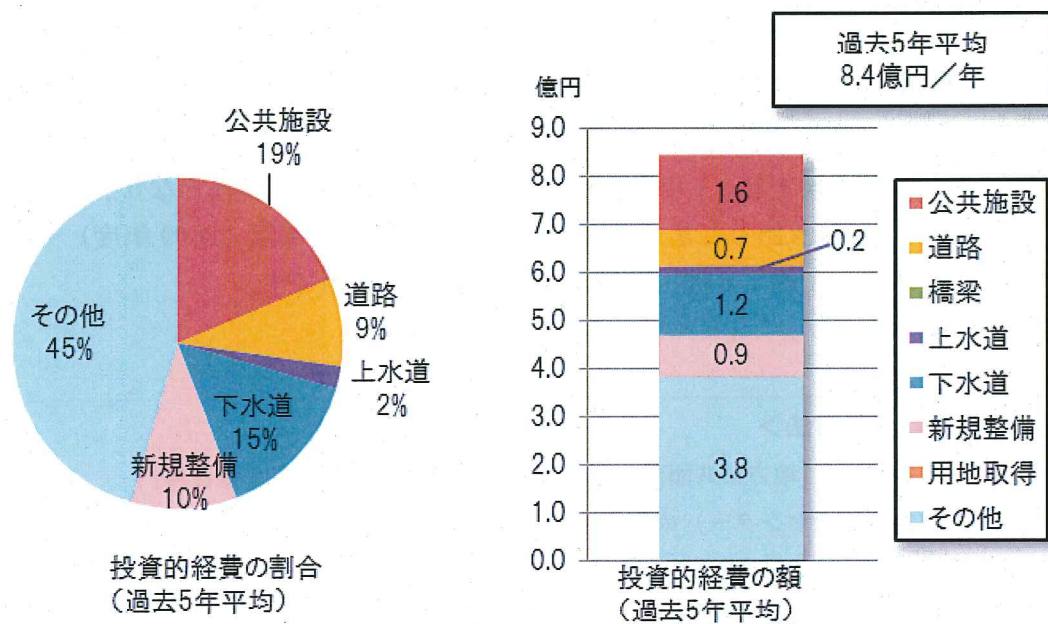


図 1-5 投資的経費の内訳と金額 (事業費ベース)

第2項 インフラ

インフラの更新や維持に要する費用は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 58 年度（2046 年度）の 30 年間で約 203 億円と試算されます。

総額を 30 年で割り戻すと、1 年あたりに要する費用は約 6.7 億円となり、これは過去 5 年間でインフラに支出してきた投資的経費平均（平成 21 年度（2009 年度）～平成 25 年度（2013 年度）で約 2.1 億円/年）の約 3.2 倍もの費用となります。

＜将来費用の試算方法＞

- ・橋りょうは、「橋梁長寿命化修繕計画」の計画額を将来費用としています。
- ・道路、橋りょう（計画期間以降）、上下水道は「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（財団法人自治総合センター）の算出方法により算出しています。
- ・消費税率を考慮して単価等を修正しています。

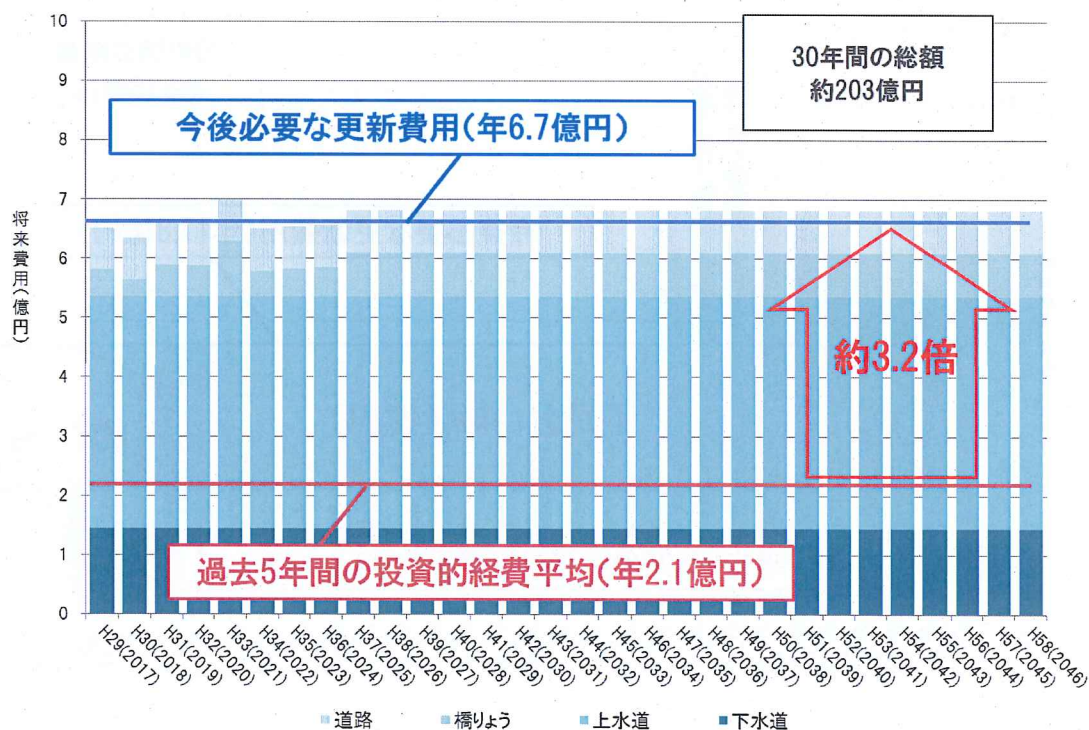


図 1-6 インフラの将来費用推計（事業費ベース）
（平成 29 年度（2017 年度）～平成 58 年度（2046 年度））

第3項 将来費用の総計と充当可能財源の見込み

すべての公共施設とインフラに要する費用の総計は、平成29年度（2017年度）から平成58年度（2046年度）の30年間で約535億円と試算されます。

試算結果から、既存施設の更新費用のみで年間17.8億円が必要であり、これは過去5年間で支出してきた投資的経費平均（平成21年度（2009年度）～平成25年度（2013年度）で約8.4億円/年）の約2.1倍もの費用となります。

将来的に公共施設等に充当可能な財源が増える見通しは極めて低いため、施設総量の適正化による支出の抑制、施設の長寿命化による投資的経費の平準化等を進めていくことが健全な財政運営を進める上で必要不可欠となっています。

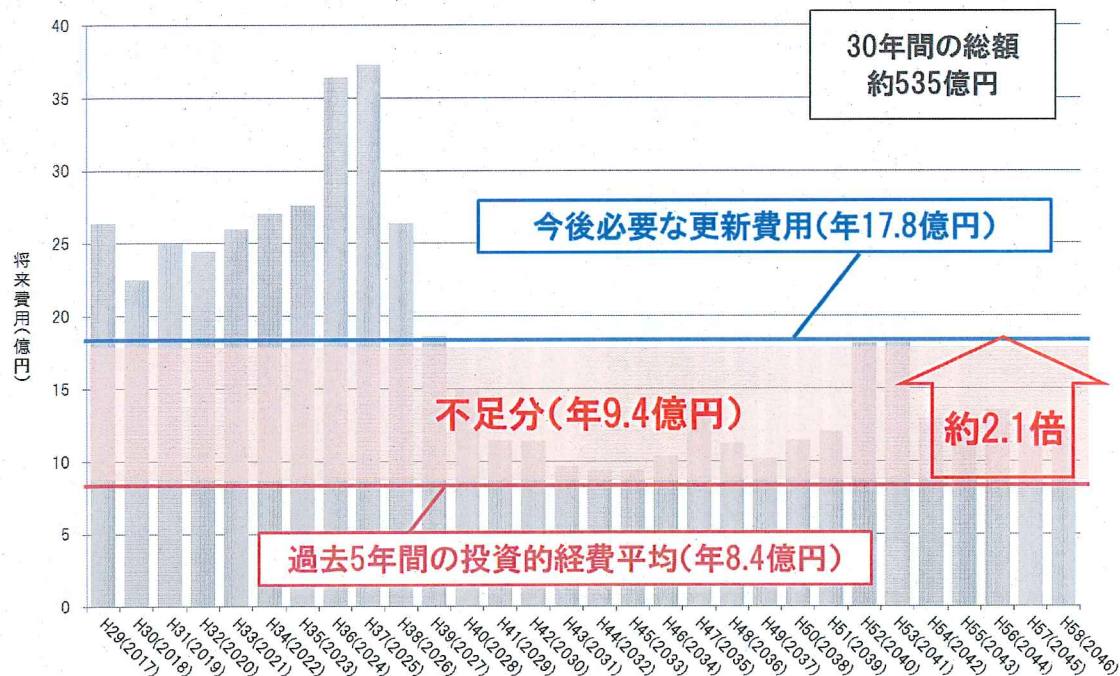
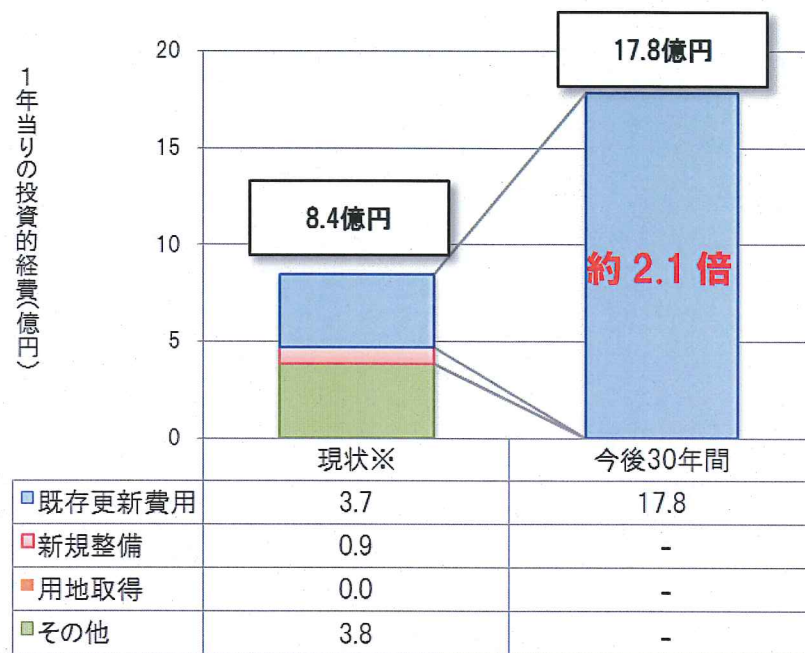


図1-7 公共施設等の将来費用推計【総計】（事業費ベース）
（平成29年度（2017年度）～平成58年度（2046年度））



※過去5年間の実績平均
(平成21年度(2009年度)～平成25年度(2013年度))

図1-8 現状と今後30年間の投資的経費の比較(事業費ベース)

第2章 基本方針

第1節 課題認識と公共施設マネジメントの方向性

羽幌町を取り巻く人口減少や少子高齢化の進展、財政の見通し、公共施設等の現状を踏まえると、羽幌町の公共施設等は供給面（保有状況や利用・運営状況など）、財政面（コスト状況など）、品質面（建物性能など）から多くの課題を抱える状況にあります。

これらの課題を解決していくためには、ファシリティマネジメント⁴の観点から公共施設の利用状況や将来需要、建物の性能や劣化状況等を総合的に把握した上で、施設総量の適正化による支出の抑制や、保有継続する施設の長寿命化と品質の適正化を長期的な視点で計画的に進めていくことが不可欠です。

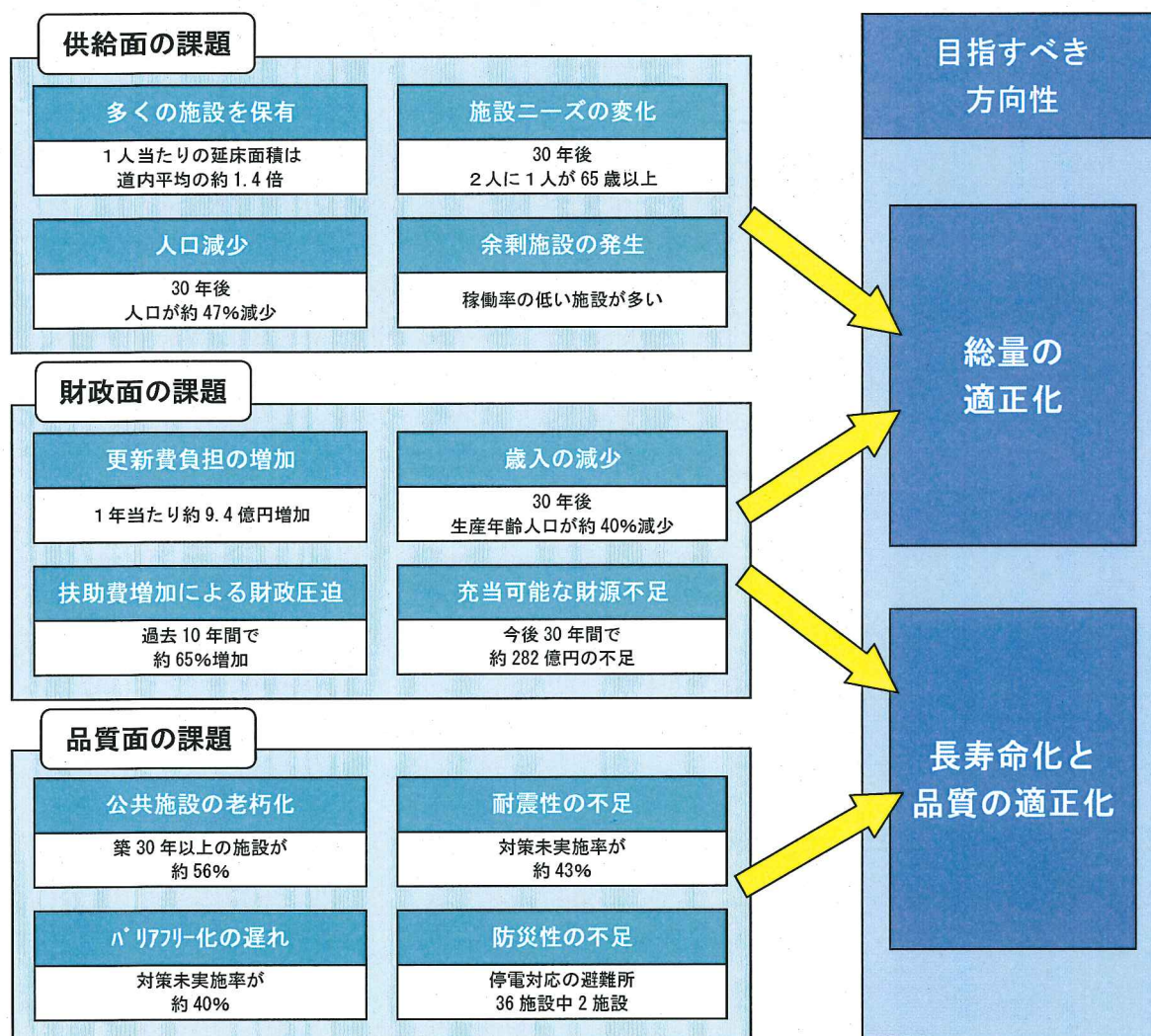


図2-1 課題と公共施設マネジメントの方向性

⁴ ファシリティマネジメントとは、企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する取組みを表します。

第2節 基本理念と3大方針

羽幌町では、これまでの町を取り巻く状況や公共施設等が抱える課題を踏まえ、以下に示す基本理念を掲げて長期的な視点から公共施設マネジメントに取り組んでいきます。

また、基本的な方針として、以下に示す3つの方針を公共施設マネジメントの3大方針として掲げ、本当に住民に必要とされる公共施設サービスの維持と財政負担の軽減を目指します。

■ 基本理念 ■

羽幌町で暮らす住民の安全・安心を確保し、将来の子ども・孫世代が安心して暮らせるまちを築くため、施設の適正配置や施設総量の適正化、将来の財政負担の軽減を目指します。

■ 公共施設マネジメントの3大方針 ■

方針1

＜施設の適正配置・施設総量の適正化＞

羽幌市街や天売島・焼尻島の地域特性や将来ビジョンに応じた効率的な施設配置と施設総量の適正化を図ります。

方針2

＜施設の長寿命化・品質の適正化＞

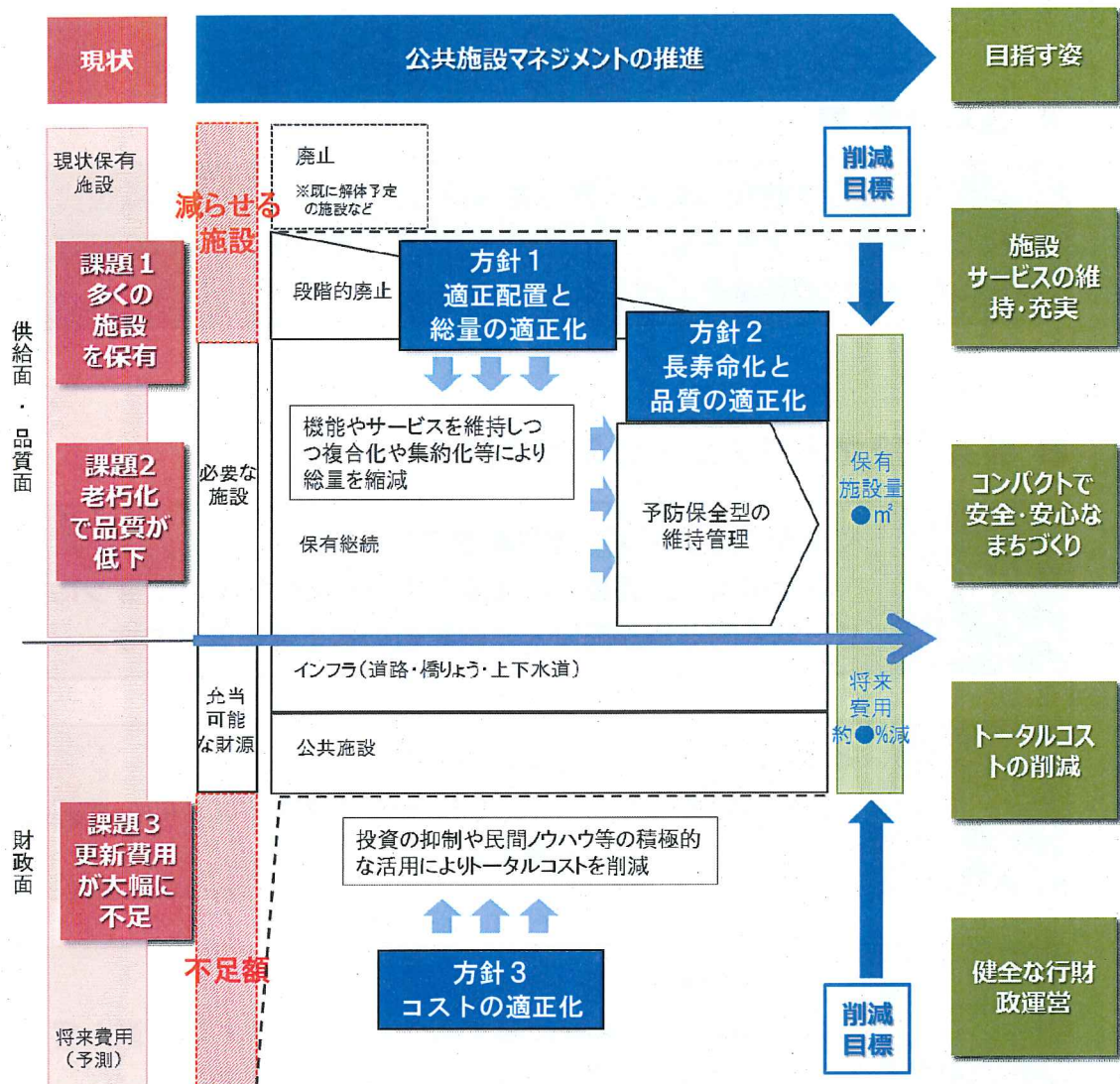
公共施設等の長寿命化と、安全性や快適性などの公共施設に求められる性能の確保を図ります。

方針3

＜コストの適正化＞

施設の維持・更新等に要するトータルコストの縮減と将来世代への負担軽減を図ります。

取組みの全体像



＜方針1 施設の適正配置・施設総量の適正化＞

○市街地区や離島地区の地域特性に応じた施設の適正配置、必要面積の見直しにより延床面積を削減します！

○複合化や集約化により必要な機能を維持しつつ、施設総量を削減するとともに、施設稼働率の向上を図ります。

○削減対象となった施設については、積極的に民間への売却・無償譲渡などを進めます！

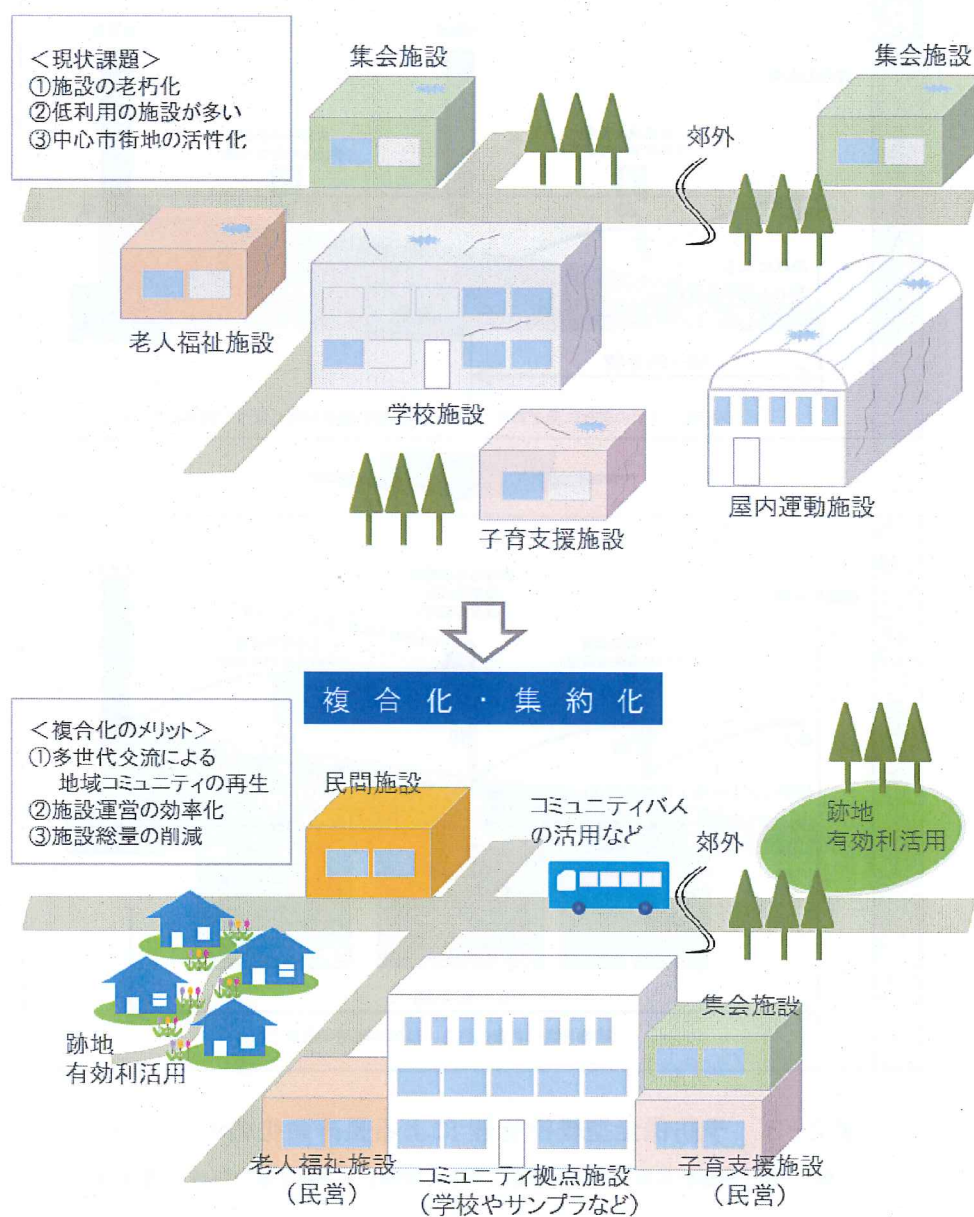


図2-2 複合化・集約化による適正配置イメージ

＜方針2 施設の長寿命化・品質の適正化＞

- 目標耐用年数と改修基準を設定し、予防保全型の維持管理を導入することで施設の長寿命化を図ります！
- 施設更新時には、耐震性やバリアフリー、防災性能など公共施設に求められる性能の確保を図ります！
- 需要が低い施設については、投資を抑制しつつ、最低限の安全性を確保していきます！

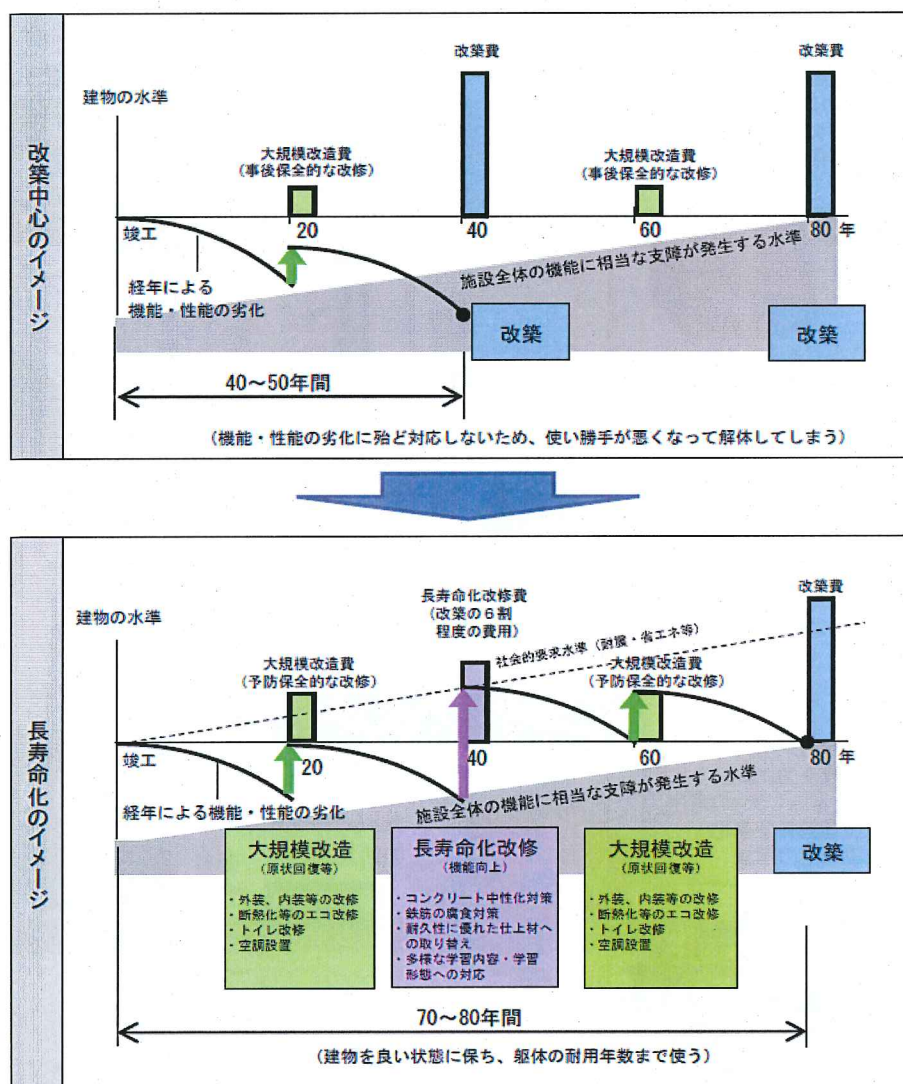


図2-3 予防保全型維持管理⁵による長寿命化のイメージ

出典：「学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説」文部科学省（平成27年4月）

⁵ 予防保全型維持管理とは、定期的な点検により早期に損傷を発見し、事故や故障が発生する前に対処することにより長寿命化を図る維持管理の手法を意味し、事故や故障が発生してから対処する事後保全型維持管理の対義語として使用されます。

＜方針3 コストの適正化＞

- 施設の統廃合により総量を減らし、維持・更新費用を削減します！
- 予防保全型の維持管理により、トータルコストを削減します！
- 他町村との広域化が可能な施設は、広域による運営を検討します！
- PPP・PFIなど民間ノウハウの活用により、施設サービスの維持及び財政負担の軽減を図ります！

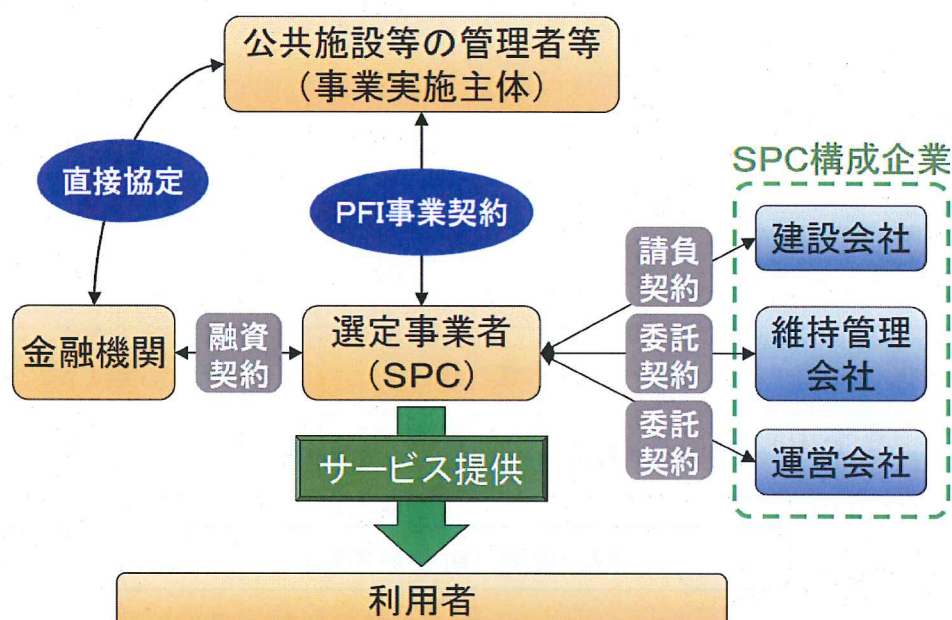


図2-4 PFIの一般的な事業スキーム

出典：「PPP・PFI⁶事業事例集」（平成27年5月）内閣府民間資金等活用事業推進室

⁶ PPP・PFIとは公共事業に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、トータルコストの削減や効率化、公共サービスの向上を目指す手法を表します。

第3節 取組体制

本計画の推進に当たっては、所管課をまたいだ全庁的な取組体制の構築が必要不可欠であることから、計画の推進に必要な情報を一元管理し、住民や関係団体、議会との情報共有・対話により、将来のまちづくりを見据えた公共施設マネジメントの推進を目指します。

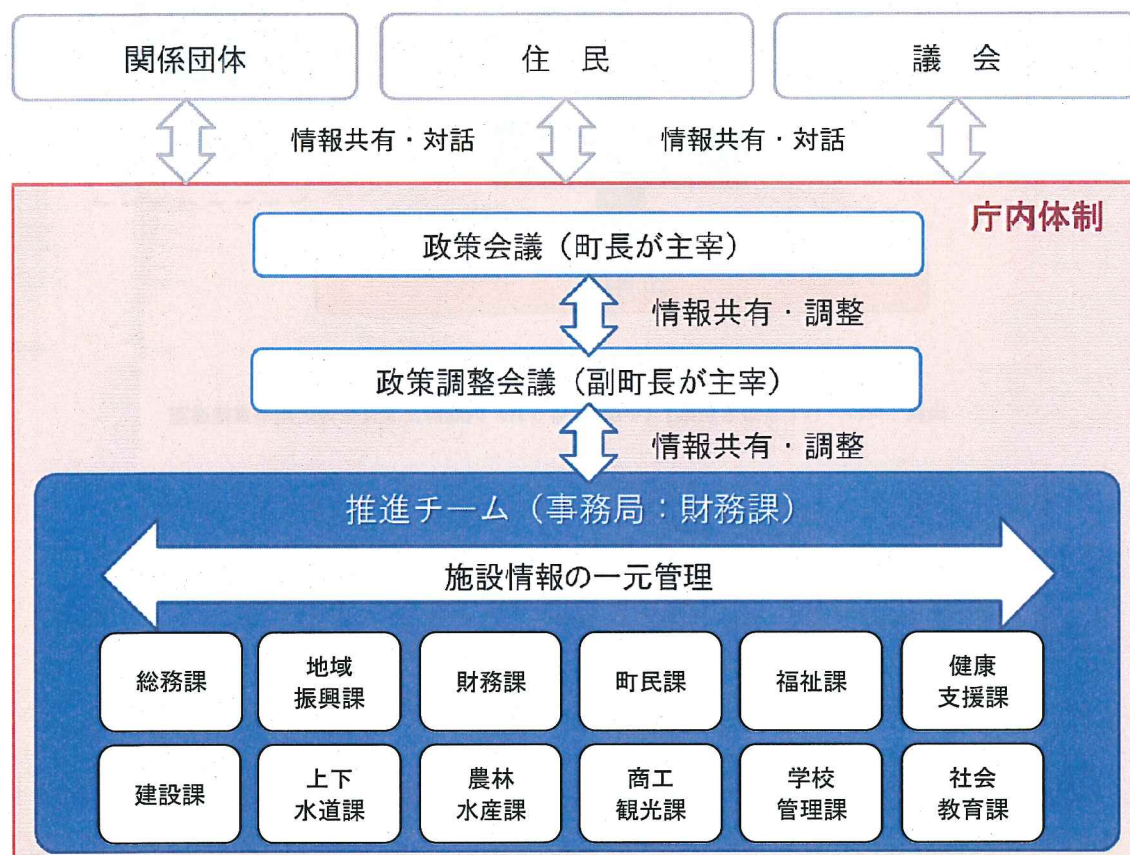


図2-5 全庁的な取組体制

第4節 数値目標の設定

本計画では、ファシリティマネジメントの考え方から供給面、財政面、品質面の3つの側面に関して、計画期間中に目指すべき数値目標を設定します。

第1項 供給面の目標設定

今後、羽幌町においても急速な人口減少が予想されることから、公共施設等の総量についても将来の人口規模に合った保有施設量としていく必要があります。

現在の利用状況や将来人口推計⁷、投資的経費に充当可能な財源を踏まえ、30年後を見据えた必要施設量及び保有可能な施設量の視点から試算した結果、30年後に必要・保有可能な公共施設の延床面積の総計は約10万2千㎡と想定され、これは平成25年（2013年）時点の保有施設量（解体予定施設を除く）の約76%に当たります。

このことから、30年後の保有施設量の数値目標を

「10万2千㎡」とします。

なお、羽幌町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地域総合戦略および将来人口ビジョンを策定し、人口減に歯止めをかける施策や目標を掲げ地方創生に向けた取り組みを進めていることから、今後の人口推移に応じて柔軟に見直しを図ります。

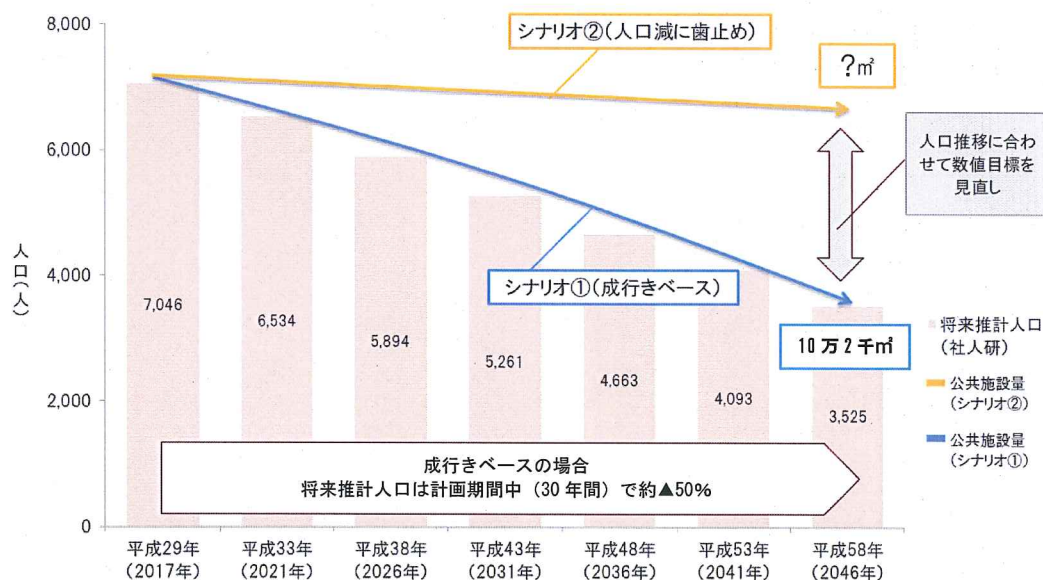


図2-6 供給面の数値目標の考え方

⁷ 平成52年（2040年）以降の人口推計は、コーホート変化率法を用いて羽幌町にて独自に試算しています。

第2項 財政面の目標設定

今後、生産年齢人口の減少などに伴い、公共施設等に充当可能な財源も減少していくことが予想されることから、公共施設等の総量縮減や長寿命化などにより、公共施設等に要する将来費用を 30年間で使える財源の範囲内に収まるよう圧縮する必要があります。

ここでは、公共施設マネジメントの3大方針に基づき「総量の適正化」や「長寿命化と適正な改修基準の設定」、「投資の抑制」などの取り組みを計画的・継続的に推進することにより、公共施設に要する将来費用の削減目標を設定します。

30年間で使える財源の試算では、過去5年間に使用した投資的経費のうち建物及びインフラに充当した費用の平均を算出し、30年間で減少する地方税、地方交付税などの一般財源を考慮し、1年間に使える財源を約2.9億円（一般財源ベース）とします。

このことから、30年間に使える財源の範囲（目標）を

「88億円（一般財源ベース）」とします。

この数値目標を踏まえ、アクションプランでは公共施設等に要する将来費用を88億円以内に収めます。

第3項 品質面の目標設定

今後、高齢化社会の進展や子育て世代に優しいまちづくり、災害に強いまちづくりを進めていく中で、公共施設の耐震化やバリアフリー化などの公共施設に求められる建物性能を確保する必要があります。

このことから、保有継続する公共施設の品質目標を

- | | | | |
|---|---------------|---|------|
| 1 | 継続施設の耐震化率 | … | 100% |
| 2 | 指定避難所の停電対策 | … | 100% |
| 3 | 主要施設のバリアフリー対策 | … | 100% |

とします。



図2-7 耐震補強工事の実施例（羽幌中学校）

第5節 フォローアップの実施方針

本計画は、平成29年度（2017年度）から平成58年度（2046年度）までの30年間に渡る長期計画であることから、人口推移や財政の状況、公共施設等に対する住民の利用ニーズ、社会情勢の変化等に合わせて、数値目標やアクションプランを柔軟に見直していきます。

なお、見直しについては、ローリングにより毎年見直しするものとします。

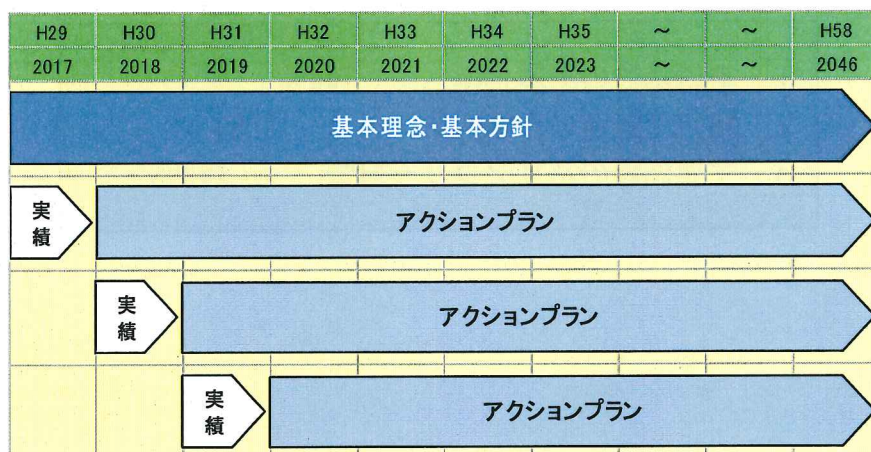


図2-8 計画の見直し

また本町では、公共施設マネジメント計画を円滑に推進するため、PDCAサイクルの考え方により、本計画に基づく各年度の予算執行状況を評価し、翌年度以降の計画の見直しに活用します。

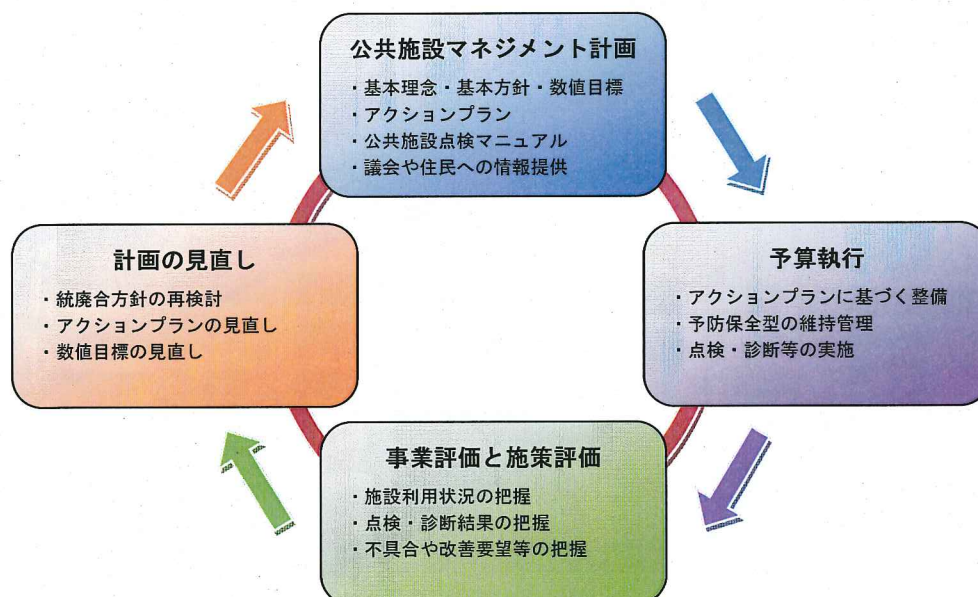


図2-9 フォローアップの実施イメージ

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

第1節 統合や廃止の推進方針

公共施設の統合や廃止については、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進める観点や、健全な財政維持のため身の丈にあった施設量とする観点から、現在稼働率の低い施設の複合化や集約、廃止のほか、転用などによる利用改善を図ることにより、本当に必要な公共施設等への投資の「選択と集中」を進める必要があります。

統廃合方針では、白書において施設の見直しを進める手法としてポートフォリオを活用し、施設の利用状況や残耐用年数などを「利用ニーズ」と「建物性能」の2軸で総合的に評価したものを「一次判定」とし、「一次判定」の結果を参考にしたうえで、施設の配置状況や他施設への機能移転の観点、使える財源の範囲などから施設の個別検討を行い最終的な統廃合方針を設定しています。

ここでは、「統廃合方針の分類」の考え方を表3-1に示します。

また、統廃合方針の見直しにあたっては、見直し時点での財政状況や住民ニーズ、施設の劣化状況などを踏まえ、庁内の横断的組織で協議して最終的な判定をします。

表3-1 統廃合方針の分類

方針の区分		方針の説明
継続	建替	○「継続保有の必要性がある施設」で、アクションプラン(30年計画)に「建替」が計画されている施設。
	大規模改修	○「継続保有の必要性がある施設」で、アクションプラン(30年計画)に「大規模改修」が計画されている施設。
複合化	建替	○「継続保有の必要性がある施設」で、アクションプラン(30年計画)に他の施設の機能を複合して「建替」が計画されている施設。
	除却	○「継続保有の必要性がある施設」で、アクションプラン(30年計画)に他の施設に複合するため「除却」が計画されている施設。
集約(除却)		○「継続保有の必要性がある施設」だが、配置を見直すことで面積の圧縮が可能なため、アクションプラン(30年計画)に他の施設に集約するため「除却」が計画されている施設。
転用		○「既存の用途での必要性が無い施設」で、需要のある用途に変更して利活用を図る施設。
廃止		○「既存の用途での必要性が無い施設」で、アクションプラン(30年計画)に「除却」が計画されている施設。

第2節 点検・診断等の実施方針

住民が、公共施設等を安全で便利に長く利用していくためには、施設を所管する職員による定期的な点検・診断等に基づき、必要な修繕や改修などを予防保全的に、かつ計画的に実施していく必要があります。

ここでは、公共施設等の点検・診断等の実施方針を表3-2のとおりに定めます。

なお、点検・診断等の結果については、施設の異常の度合いなどから緊急性の有無を判断し、規定予算による応急措置又は予算補正による修繕工事などに対応するほか、統廃合方針やアクションプランの見直しに活用します。

表3-2 点検・診断等の実施方針

点検区分		実施方針
自主点検	日常点検	日々の施設運営の中で異常箇所を発見する可能性があることから、施設・設備の観察を実施します。
	定期点検	○点検マニュアルに基づく点検 年1回(4月～5月)、別途定める「点検マニュアル」に基づき、施設所管職員による定期点検を実施し、「点検シート」を作成します。 点検シートの評価結果(点数:定量的指標)等から、財政担当課は施設所管課と協議のうえ改修時期を判断し、アクションプランに反映します。財政担当課及び施設所管課は、必要に応じて建設担当課から技術的助言をもらいます。 ○異常が発見された場合 施設所管課は、発見した異常の緊急度により、応急措置や修繕工事の必要性を判断し、財政担当課と予算化やアクションプランの変更について協議します。後年度で予算化が必要なものは、例年6月に実施する「理事者による公共施設現地調査」を経て、11月に翌年度の予算要求を実施します。
	臨時点検	○災害警報の前後 台風や地震、大雨などの警報の前後に所管施設の点検を実施することで、異常箇所の有無を点検します。 ○利用者からの情報提供
法定点検		○建築基準法等に義務付けられた点検 施設の規模や用途、設備等により点検内容が異なるので、専門技術者による点検を実施します。
劣化診断		○対象施設の劣化度調査及び修繕計画の見直し 対象施設は、施設所管課と協議のうえ別途決定します。木造は建築後18年目に調査し、非木造は建築後18年目及び38年目に調査し、修繕計画を見直します。

第3節 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の更新に必要なトータルコストの削減や投資経費の平準化を図るためには、施設の統廃合方針に応じた維持管理・修繕・更新等の実施方針を定めることが重要となります。

ここでは、統廃合方針に応じた維持管理・修繕・更新等の実施方針を次表のとおりに定めます。

なお、更新等により保有を継続する公共施設等については、修繕や改修等の履歴情報を蓄積し、アクションプランに反映するなど、公共施設マネジメント計画のフォローアップに活用していきます。

表3-3 維持管理・修繕・更新等の実施方針

種別	区分	維持管理	修繕	更新
公共施設	継続	日常・定期点検を実施し、予防保全型維持管理を実施する。	日常・定期点検を実施し、予防保全的に修繕を実施し、修繕履歴を保管する。	アクションプランに基づき計画的に更新し、更新履歴を保管する。
	段階的廃止	事後保全型維持管理を実施する。	安全性の確保に最低限必要な修繕を実施し原則更新は実施しない。	
	転用	原則実施しない。 (転用後の区分により判断する。)		
	廃止	原則実施しない。		
インフラ	道路	日常・定期点検で確認された変状で対策が必要と判断される場合には、適宜維持修繕工事を行うことで予防保全型の維持管理を推進し、長寿命化とコスト縮減を図る。		
	橋りょう			
	上下水道	点検・診断結果に基づき、適切な維持管理・修繕等を実施することにより、コスト縮減や予算の平準化を図る。		

第4節 危険除去の推進方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、第2節や第3節の方針に基づき応急処置を実施し、抜本的な改善が必要な場合には、整備計画に反映するなどの対応を図っていきます。

また、今後とも利用見込みの無い公共施設等（解体予定施設）については、すべての施設を一斉に撤去・解体することは財政面からも困難であるため、下図に示す優先順位（優先度A～D）に応じて、施設の倒壊や破損により人命や近隣等に影響を与える可能性の高い施設から優先的に除却していきます。

また、除却までの期間、数年間に渡り危険性が継続する場合は、暫定的な安全対策（侵入防止柵や安全ネットなど）を施すことにより、人身事故や物損事故等を未然に防ぐための取組みを進めます。

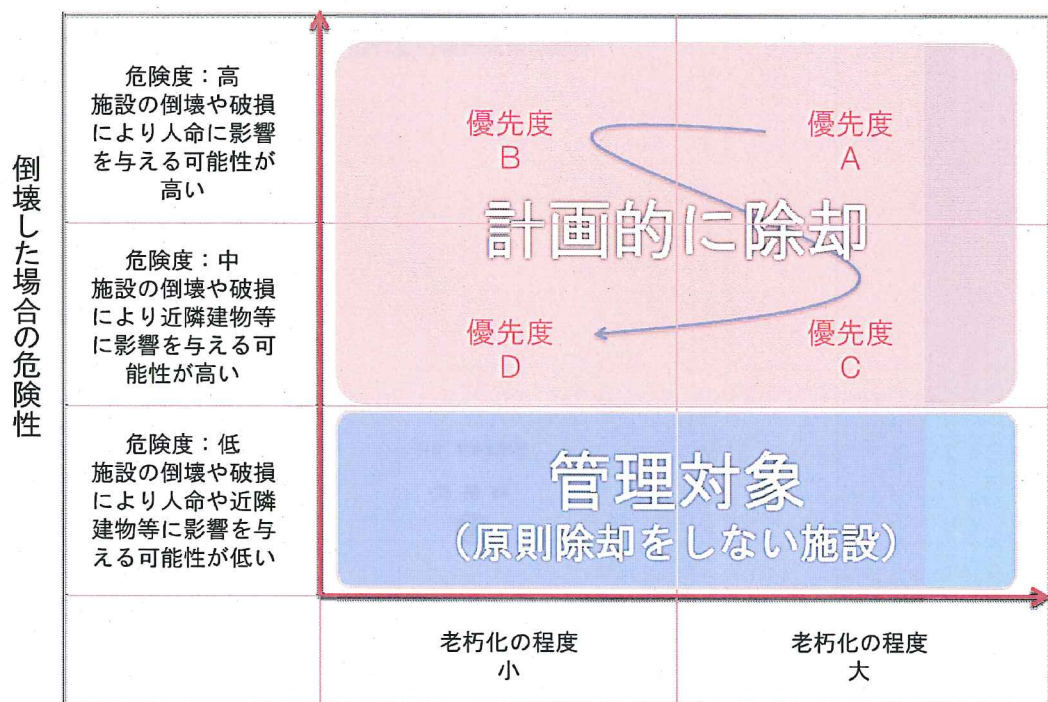


図3-1 除却優先度の考え方

第5節 耐震化の実施方針

本町では、国の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」に基づき、平成24年3月に「羽幌町耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修促進法第6条1号の規模・用途要件に該当する特定建築物や、教育施設を重点的に耐震化を進めてきました。

しかし、本町全体の公共施設を見ると、新耐震設計法が導入された昭和56年以前に建設された建物が多く残存しており、十分な耐震性能が確保出来ているとは言い難い状況にあることから、旧耐震基準の建物については早急に耐震改修の実施又は建替をする必要があります。

このような状況を踏まえ、特に災害時の防災拠点及び避難施設に位置付けられている施設や、不特定多数の町民が利用する施設を優先的に、改修や建替の時期に合わせて早急に耐震化を図っていきます。

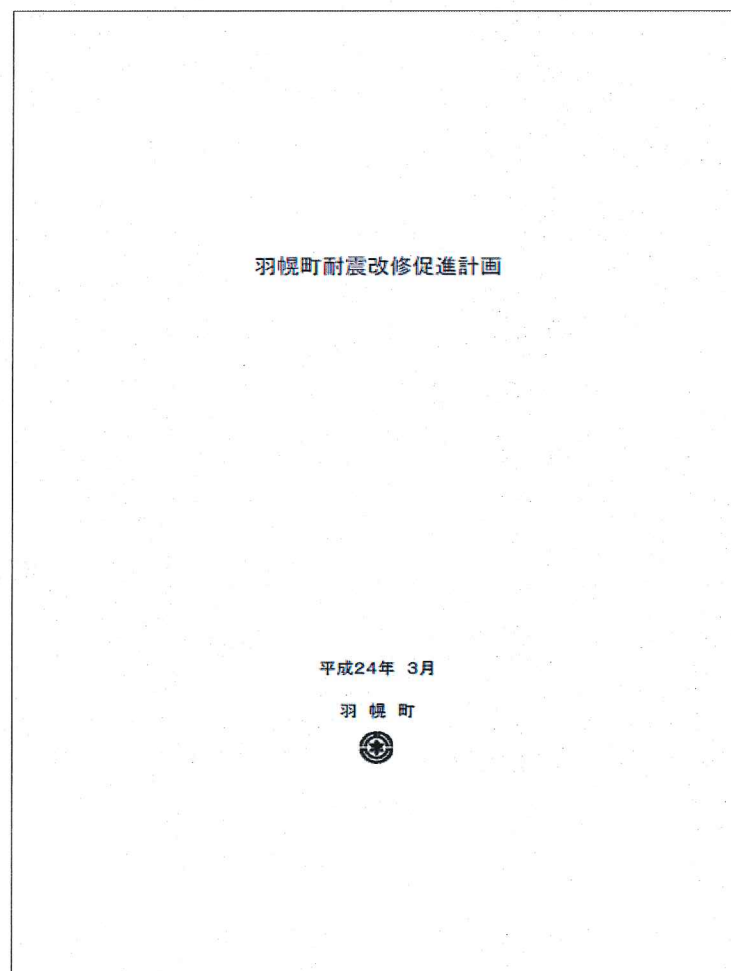


図3-2 羽幌町耐震改修促進計画（平成24年3月策定）

第6節 長寿命化の実施方針

これまで本町は、公共施設等の改修に関して計画的な改修（予防型保全）が出来ず、建物が著しく老朽化してから改修（事後保全型）してきたことにより、建物本来の耐用年数（RC造60年、木造40年）まで利用していない状況もありました。

公共施設等の長寿命化は、公共施設等を建設してから解体するまでのトータルコストの縮減や、投資経費を平準化するうえで効果的であり、健全な財政を維持するためには公共施設等を効率的に維持管理する必要があります。

また、公共施設等は、建設から一定期間が経過すると、老朽化に伴い性能が低下し、利用者のニーズ（社会的要求水準）を満たせなくなることから、計画的な改修を実施することで、公共施設の性能を一定の水準で維持するとともに、施設本来の耐用年数まで効率的に利用することを目指します。

ここでは、今後の公共施設の「目標耐用年数」を次表のとおりに定めます。

表3-4 目標耐用年数

構 造	RC 造・SRC 造	木 造	軽量鉄骨造
耐用年数	60 年	40 年	40 年

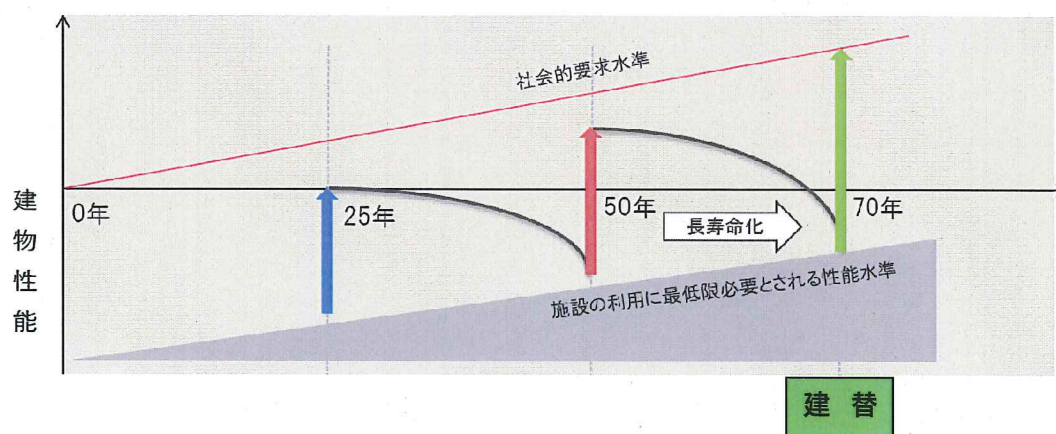


図3-3 長寿命化の実施イメージ

第7節 適正管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の適正な管理を実践するためには、施設を管理する所管課の職員が、統一した基準（目線）で施設の点検・診断等を実施し、予防保全型の維持管理を進めることが望ましいと考えられます。

本町では、建築・土木に関する専門知識を有する技術系職員が不足している現状を踏まえ、施設の維持保全等に関する技術研修などに積極的に参加することにより、施設所管課の職員の技術向上に努めるほか、職員向けの点検マニュアルや点検シートを作成し、点検・診断基準を統一することにより、点検・診断精度の向上を図ります。

資 料

1 公共施設マネジメント計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成26年6月3日	まちづくり政策会議	計画概要説明
平成26年7月23日	総務産業常任委員会	計画概要説明
平成26年8月5日	公共施設マネジメント計画策定 業務委託公募型プロポーザルの 公募開始	羽幌町ホームページに掲載
平成26年8月14日	計画策定広報	町広報紙8月号に掲載
平成26年9月29日	公共施設マネジメント計画策定 業務委託契約	契約
平成27年3月17日	公共施設マネジメント計画白書 納品	成果品納品
平成27年4月30日	政策調整会議	白書、アンケート内容説明
平成27年5月14日	議員全員協議会	白書、アンケート内容説明
平成27年5月14日	公共施設白書（概要版）配布	全戸配布
平成27年5月18日～ 平成27年5月29日	高校生アンケート実施	配布数：161 回収数：150 回収率：93.2%
平成27年5月25日～ 平成27年6月8日	町民アンケート実施	配布数：1,200 回収数：331 回収率：27.6%
平成27年6月16日	町政懇談会（焼尻）	計画概要説明
平成27年6月17日	町政懇談会（天売）	計画概要説明
平成27年6月30日	町政懇談会 （栄町コミュニティセンター）	計画概要説明
平成27年7月1日	町政懇談会 （幸町コミュニティセンター）	計画概要説明
平成27年7月2日	町政懇談会 （川北老人福祉センター）	計画概要説明
平成27年7月3日	町政懇談会（中央公民館）	計画概要説明
平成27年7月14日	町政懇談会（中央集会所）	計画概要説明
平成27年7月15日	町政懇談会（築別老人寿の家）	計画概要説明
平成27年9月1日	町民・高校生アンケート調査 結果公表	羽幌町ホームページに掲載
平成27年9月10日	町民・高校生アンケート調査 結果広報	アンケート調査結果報告書を町内回覧
平成27年10月14日	公共施設マネジメント計画素案納品	成果品納品
平成27年11月4日	政策調整会議	アンケート調査結果報告、計画（素案）協議
平成27年11月17日	第1回公共施設マネジメント計画調査 研究特別委員会	アンケート調査結果報告、計画（素案）協議
平成27年12月1日	第2回公共施設マネジメント計画調査 研究特別委員会	計画（素案）協議
平成27年12月17日	第3回公共施設マネジメント計画調査 研究特別委員会	計画（素案）協議
平成28年4月22日	第4回公共施設マネジメント計画調査 研究特別委員会	計画（素案）協議
平成28年5月9日	社会教育委員運営会議	計画（素案）意見交換
平成28年5月26日	集会所意見交換会 （寿町集会所）	計画（素案）意見交換
平成28年5月27日	集会所意見交換会 （築港集会所）	計画（素案）意見交換
平成28年5月30日	集会所意見交換会 （南町集会所）	計画（素案）意見交換
平成28年6月7日	集会所意見交換会 （幸町コミュニティセンター）	計画（素案）意見交換
平成28年6月8日	集会所意見交換会 （幸町南集会所）	計画（素案）意見交換

年月日	項 目	内 容
平成28年6月10日	集会所意見交換会 (栄町南集会所)	計画(素案)意見交換
平成28年6月13日	集会所意見交換会 (栄町コミュニティセンター)	計画(素案)意見交換
平成28年6月14日	集会所意見交換会 (幸陽館)	計画(素案)意見交換
平成28年6月20日	集会所意見交換会 (北町集会所)	計画(素案)意見交換
平成28年7月12日	町政懇談会(公民館大ホール)	計画(素案)説明
平成28年7月13日	町政懇談会(公民館小ホール)	計画(素案)説明
平成28年8月8日	集会所意見交換会 (川北青少年育成センター)	計画(素案)意見交換
平成28年8月24日	町政懇談会(天売)	計画(素案)説明
平成28年8月25日	集会所意見交換会 (中央集会所)	計画(素案)意見交換
平成28年8月26日	集会所意見交換会 (築別集会所)	計画(素案)意見交換
平成28年9月2日	集会所意見交換会 (寿生活改善センター)	計画(素案)意見交換
平成28年9月28日	町政懇談会(焼尻)	計画(素案)説明
平成28年10月4日	福祉施設意見交換会 (老人寿の家)	計画(素案)意見交換
平成28年10月26日	集会所意見交換会 (すこやか健康センター)	計画(素案)意見交換
平成28年11月10日	政策調整会議	計画(原案)協議
平成28年11月21日	公共施設マネジメント計画 調査研究特別委員会	計画(原案)協議
平成28年11月30日	羽幌町公共施設マネジメント計画 策定	策定
平成 年 月 日	公共施設マネジメント計画策定広報	町広報紙 月号に掲載 羽幌町ホームページに掲載



町政懇談会



集会所意見交換会

